

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

生後 6 か月以上 4 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に  
向けた接種体制の準備について（その 2）

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、  
本会に対しても周知協力方依頼がありました。

本事務連絡は、ファイザー社の生後 6 か月以上 4 歳以下の者（乳幼児）に対する新  
型コロナワクチンの初回接種（乳幼児初回接種）について、薬事承認されるとともに  
本年 10 月 7 日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で予防接種法上位置づけ  
ることが了承されたことを踏まえ、乳幼児初回接種の方針及び準備に当たって留意す  
べき事項を連絡するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会お  
よび関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 1 回目の接種時において生後 6 か月以上 4 歳以下の者を対象に、2.2 ミリリットル  
の生理食塩液で希釈したワクチン 0.2mL を原則 20 日（18 日以上）の間隔において  
2 回筋肉内に注射した後、55 日以上の間隔において 1 回筋肉内に注射すること。
- 乳幼児初回接種は、本年 10 月 24 日より開始予定であること。
- 乳幼児初回接種の完了に必要な期間（11 週間程度）を踏まえると、現時点で規定さ  
れている特例臨時接種の実施期間である令和 5 年 3 月 31 日までの間に接種を完了  
するためには、原則として 1 月 13 日（遅くとも 1 月 15 日）までに 1 回目の接種を  
実施する必要があること。
- 乳幼児初回接種に係る体制確保に必要な費用は、国が全額を負担すること。

（参考）

- ・生後 6 ヶ月以上 4 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の整備について  
[（令和 4 年 9 月 6 日付日医発第 1073 号（健Ⅱ））](#)
- ・乳幼児（6 か月から 4 歳）の新型コロナワクチンの接種に使用するファイザー社ワクチンの配分等  
について [（令和 4 年 9 月 30 日付日医発第 1292 号（健Ⅱ））](#)

事 務 連 絡  
令和4年10月7日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室  
( 公 印 省 略 )

生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた  
接種体制の準備について（その2）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

生後6か月以上4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの初回接種（以下「乳幼児初回接種」という。）については、「生後6ヶ月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」（令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）に基づき、接種体制の準備を進めていただいているところです。

本日開催された第38回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の特例臨時接種に位置づけることが了承されました。

乳幼児初回接種は、今後、必要な法令改正等を経て開始される見込みですが、速やかかつ円滑に接種を開始するため、分科会での議論を踏まえた乳幼児初回接種の方針及び準備に当たって留意すべき事項をについて、別添のとおり、各地方公共団体に周知いたしました。貴会及び地域医師会におかれても、引き続き予防接種の実施について格段のご協力をお願いいたします。

以上

事務連絡  
令和4年10月7日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた  
接種体制の準備について（その2）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
生後6か月以上4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの初回接種（以下「乳幼児初回接種」という。）については、「生後6ヶ月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」（令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「9月事務連絡」という。）に基づき、接種体制の準備を進めていただいているところです。

本日開催された第38回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の特例臨時接種に位置づけることが了承されました。

乳幼児初回接種は、今後、必要な法令改正等を経て開始される見込みですが、速やかかつ円滑に接種を開始するため、分科会での議論を踏まえた乳幼児初回接種の方針及び準備に当たって留意すべき事項を下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡に基づいて、速やかに乳幼児初回接種の体制の準備を進めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 接種の対象者と方法について

乳幼児初回接種は、1回目の接種時において生後6か月以上4歳以下の者を対象に、3回の接種を行うこととする。

接種方法は、2.2ミリリットルの生理食塩液で希釈した乳幼児用のファイザー社ワクチン（以下「乳幼児用ファイザー社ワクチン」という。）を原則20日（18日以上）の間隔において2回筋肉内に注射した後、55日以上の間隔において1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.2ミリリットルとする方法とする。

## 2. 接種の開始時期等について

乳幼児用ファイザー社ワクチンについては、「乳幼児（6か月から4歳）の新型コロナワクチンの接種に使用するファイザー社ワクチンの配分等について」（令和4年9月28日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「ワクチン配分事務連絡」という。）でお示ししたとおり、10月24日の週以降、順次配送予定であるが、ワクチンが配送され次第接種開始が可能となるよう、速やかに法令改正等を行い、10月24日より関係法令等の適用を開始する予定である。

なお、乳幼児初回接種の完了に必要な期間（11週間程度）を踏まえると、現時点で規定している特例臨時接種の実施期間である令和5年3月31日までの間に接種を完了するためには、原則として1月13日（遅くとも1月15日）までに1回目の接種を実施する必要があることに留意すること。

## 3. ワクチンの種類及び供給について

乳幼児初回接種では、10月5日に薬事上の承認を受けた乳幼児用ファイザー社ワクチンを用いることとする。同ワクチンの当面の供給スケジュール及び流通に係る留意事項については、ワクチン配分事務連絡及び9月事務連絡を参照すること。

## 4. 予算について

分科会において特例臨時接種として位置づけることとされた乳幼児初回接種に係る体制確保に必要な費用については、地方負担が生じることがないように、引き続き、国が全額を負担することとする。


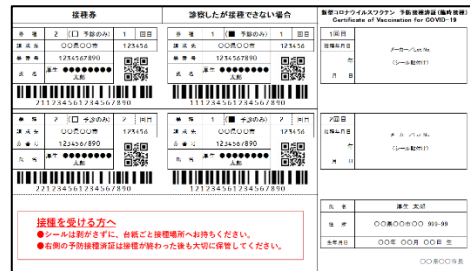
## 5. 接種券の発送等について

記2のとおり、乳幼児初回接種は10月24日から開始する予定であることを踏まえ、本日以降、順次接種券の発送を開始すること。各様式の仕様については、〈参考〉を参照すること。

<参考：乳幼児初回接種に係る各様式の仕様>

※赤字が従来の初回接種用様式からの変更点

接種券については、以下の①又は②のいずれかのパターンで作成することとし、接種及び接種後の事務が円滑に行える様式とすること。

パターン①	パターン②
<p>1) 接種券一体型予診票【上質紙】</p>  <p>2) 接種済証【上質紙】</p>	<p>1) 接種券(兼)接種済証【シール素材】</p>  <p>2) 予診票【上質紙又は複写式用紙】 左欄の様式と同様とするが、 右上の接種券欄は上記の「接種券」を 貼り付けるため空欄とする。</p>

① 予診票の様式

予診票は、以下の仕様とする。

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
紙質	パターン①の場合は、上質紙 55～70kg ベースとすること パターン②の場合は、上質紙又は複写式用紙とすることとし、欄外の(※)を参照すること
その他	パターン①の場合は、原則として、住所、氏名、生年月日、性別、接種履歴欄に、被接種者の情報を印字すること パターン②の場合は、接種券の貼付け枠を設けること (縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm の接種券の収まるサイズ)

厚生労働省のホームページから予診票をダウンロードして印刷する際は、印刷画面で「カスタム倍率」を選択し、倍率を 100%として印刷を行うこと。

※パターン①の場合、複写式用紙は、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）における請求支払事務に当たり、OCR で読み込めない等の支障が生じる可能性があるため、原則使用しないこと。特段の理由があり、複写式用紙

により作成する場合は、以下の2点を遵守し、上記のパターン②の様式で作成すること。

(i) 1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙（感圧紙）N60（コピー用紙と同等、0.08mm、55～70kg ベース）とすること。

(ii) 記載事項の明瞭さを考慮して、1枚目を国保連提出用とすること。

※予診票に色紙を使用したり、接種券の一部を着色したりする場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

## ② 接種券の様式

### 接種券の様式

項目	仕様
サイズ	接種券1枚当たり：縦33.0～35.0mm×横63.0mm
紙質	(パターン②の場合) 上質紙52～55kg ベース
糊加工	(パターン②の場合) 普通粘着以上の糊
必要枚数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～3回目の接種を想定するため計3枚</li> <li>・(パターン②の場合)「予診のみ」の場合に利用する券を計3枚</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OCRの読取りに影響のない用紙であること</li> <li>・(パターン②の場合) 接種券は台紙から剥がしやすいようミシン目を入れるなどの加工をすること</li> </ul>

※(パターン②の場合) 上記の仕様を満たす場合、市販の宛名シールを利用することは差し支えない。

※接種券の一部を着色する場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

### 接種券の印字内容

No	印字項目	備考
1	券種	「2」とし、破線で区切り「(□予診のみ)」と印字すること
2	接種回数	「1回目」「2回目」「3回目」とし、数字と文字の間を破線で区切ること
3	請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村名（都道府県名+市町村名）</li> <li>・市町村No（総務省全国地方公共団体コード6桁）</li> </ul> ※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい ※掲載URL <a href="https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html">https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html</a>
4	券番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算用数字10桁（固定値・前ゼロ詰め）</li> <li>・市町村において一意となる管理番号とすること</li> </ul>

5	被接種者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 文字</li> </ul> ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録用バーコード (任意記載事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村システム入力支援用</li> <li>・ NW-7 規格</li> <li>・ サイズ：縦 5.6mm×横 37.21mm 程度</li> </ul> VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない
7	OCR ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保連システム入力支援用</li> <li>・ 券種 (1 桁) + 回数 (1 桁) + 市町村コード (6 桁) + 券番号 (10 桁・固定値)</li> </ul> ※バーコードとの間に 2mm 程度の間隔を設けること ※OCR ラインの下へ約 1mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと
8	二次元コード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VRS の入力支援用</li> <li>・ モデル 2 の二次元コードとすること</li> <li>・ OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること</li> <li>・ サイズ：縦 10mm×横 10mm (クリアエリアを含む必要確保サイズ：縦 11mm×横 11mm 程度)</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>11mm×11mm      10mm×10mm</p> </div>

※数字部分の文字フォントとサイズ：OCR B 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の間隔を 1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。

※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連及び医療機関等でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りのないよう留意すること。

※パターン①の場合は、パターン②のシール貼付位置と同じ位置になるよう、枠の左上に寄せて接種券を印字すること。

接種券 (予診のみ) の印字内容：パターン②の場合

No	印字項目	備考
1	券種	「1」とし、破線で区切り「(■予診のみ)」と印字すること ※マーキング欄は、予め黒塗りした状態とすること
2	予診回数	「1回目」「2回目」「3回目」とし、数字と文字の間

		を破線で区切ること
3	請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村名（都道府県名＋市町村名）</li> <li>・市町村 No（総務省全国地方公共団体コード6桁）</li> </ul> ※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい ※掲載 URL <a href="https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html">https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html</a>
4	券番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算用数字 10 桁（固定値・前ゼロ詰め）</li> <li>・市町村において一意となる管理番号とすること</li> </ul>
5	被接種者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20 文字</li> </ul> ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録用バーコード （任意記載事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村システム入力支援用</li> <li>・NW-7 規格</li> <li>・サイズ：縦 5.6mm×横 37.21mm 程度</li> </ul> VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない
7	OCR ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連システム入力支援用</li> <li>・券種（1 桁）＋回数（1 桁）＋市町村コード（6 桁）＋券番号（10 桁・固定値）</li> </ul> ※バーコードとの間に 2 mm 程度の間隔を設けること ※OCR ラインの下へ約 1 mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと
8	二次元コード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VRS の入力支援用</li> <li>・モデル 2 の二次元コードとすること</li> <li>・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること</li> <li>・サイズ：縦 10 mm×横 10 mm （クリアエリアを含む必要確保サイズ：縦 11 mm×横 11 mm 程度）</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>11mm×11 mm      10mm×10 mm</p> </div>

※数字部分の文字フォントとサイズ：OCR B 9pt


※枠内の文字の上下と罫線の間には 1 mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。

※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連での接種券読み取りに使用するため、誤りのないよう留意すること。



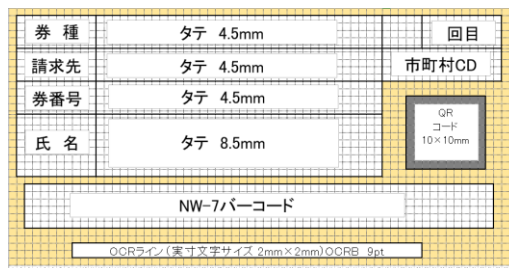
(参考) 接種券、接種券(予診のみ)及び接種済証の印刷レイアウト

(パターン① 右上の接種券様式)

券種	2 ( <input type="checkbox"/> 予診のみ )	1 回目
請求先	〇〇県〇〇市	123456
券番号	1234567890	
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎	
 211234561234567890		

※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと。

(参考) 寸法図



(パターン②様式イメージ)

乳幼児初回接種の実施に当たってパターン②を採る場合は、従来の初回接種用様式(2回分)及び3回目接種用様式(1回分)をそれぞれ印刷の上、同封して発送することが考えられる。ただし、大きな台紙を用いることで両様式を1枚の紙に印字するといった対応や、上記の接種券部分の寸法を変更しない限りにおいて従来の初回接種用様式のレイアウトを変更し、3回分を1枚に印刷するといった対応をとることも差し支えない。

〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生 太郎

あなたの接種券番号(10桁)  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。  
 費用負担はありません。  
**接種を受けるときは、  
この用紙と予診票を忘れずにお持ちください。**

接種券		診察した接種できない場合	
券種	2 ( <input type="checkbox"/> 予診のみ )	1 ( <input checked="" type="checkbox"/> )	1 回目
請求先	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	123456
券番号	1234567890	1234567890	
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎	厚生 ●●●●●●●● 太郎	
 211234561234567890		 111234561234567890	
券種	2 ( <input type="checkbox"/> 予診のみ )	2 ( <input checked="" type="checkbox"/> )	2 回目
請求先	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	123456
券番号	1234567890	1234567890	
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎	厚生 ●●●●●●●● 太郎	
 221234561234567890		 121234561234567890	



**接種を受ける方へ**  
 ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。  
 ●右側の予約接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

氏名 厚生 太郎  
 市 県 〇〇県〇〇市 〇〇〇-〇〇  
 市町村 〇〇市 〇〇区 〇〇区  
 〇〇県〇〇市

〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生 太郎

あなたの接種券番号(10桁)  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。  
 費用負担はありません。  
**接種を受けるときは、  
この用紙と予診票を忘れずにお持ちください。**

接種券		診察した接種できない場合	
券種	2 ( <input type="checkbox"/> 予診のみ )	1 ( <input checked="" type="checkbox"/> )	3 回目
請求先	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	123456
券番号	1234567890	1234567890	
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎	厚生 ●●●●●●●● 太郎	
 212234561234567890		 012234561234567890	

**接種を受ける方へ**  
 ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。  
 ●右側の予約接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

氏名 厚生 太郎  
 市 県 〇〇県〇〇市 〇〇〇-〇〇  
 市町村 〇〇市 〇〇区 〇〇区  
 〇〇県〇〇市

※接種券、予診のみ券、接種済証の配置は変更しないこと。

※自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に接種券番号など、任意の記載事項を印字することも考えられる。

### ③ 接種済証の様式

接種済証の様式：パターン①の場合

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※宛名送付台紙と兼ねる様式とすること（任意）
紙質	上質紙 55～70kg ベース
必要枚数	下表（接種済証の印字内容）の情報を記載する接種済証を1枚

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、様式のサイズ、紙質等は適宜変更して差し支えない。

（参考）パターン①の場合の様式イメージ

〒100-8916  
東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生 太郎

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。  
費用負担はありません。

接種を受けるときは、  
この用紙と予診票を忘れずにお持ちください。

この書面は、あなたが新型コロナウイルスワクチン接種をした事実を証明する大事な書面ですので、接種後、大切に保管してください。

**新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)**  
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号：

1回目 接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付け)	2回目 接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付け)
年 月 日		年 月 日	
3回目 接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付け)	氏 名	厚生 太郎
年 月 日		住 所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
		生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生

〇〇県〇〇市長

※上記の様式イメージにかかわらず、接種券と同様、従来の初回接種用様式（2回分）及び3回目接種用様式（1回分）をそれぞれ印刷の上、同封して発送することも差し支えない。

接種済証の様式：パターン②の場合

項目	仕様
サイズ	縦 99.0～105.0mm×横 63.0mm ※タイトル部分は除く

紙質	上質紙 52～55kg ベース
糊加工	普通粘着以上の糊
必要枚数	下表（接種済証の印字内容）の情報を記載する接種済証を1枚
その他	最上部の表題、各回の記載欄及び被接種者等情報欄はそれぞれ切り離すことができないようにすること（ミシン目は不要）

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、接種済証部分のレイアウトは適宜変更して差し支えない。

#### 接種済証の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	1回目、2回目 → 計1枚 ※新規に接種済証の様式を発行する場合は、1、2回目及び追加接種分の枠をまとめて印字することも考えられる
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー／Lot No.	医療機関等でワクチンシール（Lot No.）を貼付するため、記入領域を設けること
4	被接種者氏名	20文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
5	被接種者住所	住民票に記載されている住所を印字すること
6	被接種者生年月日	被接種者の生年月日を印字すること
7	首長名	「都道府県名＋市町村長名」を記載（首長の個人名は印字しないことも可能）

#### ④ 接種記録書の様式

##### 接種記録書の様式

項目	仕様
サイズ	A4サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
その他	・氏名、住所、生年月日、券番号は被接種者本人に手書きで記載させること

※氏名等の偽装等の防止のため、発行時に、氏名等の記載を接種券等と照合すること。

(参考) 接種記録書のイメージ

**新型コロナワクチン接種記録書**  
Record of Vaccination for COVID-19

項目			
接種年月日	メーカー(Lot No.)	氏名	_____
年	(シール貼付)	住所	_____
月		生年月日	_____年 _____月 _____日
日		接種券番号	_____
接種会場			


**新型コロナワクチンの接種を受けた方へ**

○ この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。  
○ 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

**新型コロナワクチンに関する相談先**

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
- ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
  - 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



※「新型コロナワクチンの接種を受けた方へ」の記載内容については、適宜変更して差し支えない。

接種記録書の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	○回目(回数部分を追記できるように、1文字分空白を開けておくこと)
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー / Lot No.	医療機関等で記入及びワクチンシール(Lot No.)を貼付するため、記入領域を設けること
4	接種会場	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
5	被接種者氏名	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
6	被接種者住所	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
7	被接種者生年月日	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
8	券番号	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること

以上